

就労要件での申込みで、提出する就労証明書の記載内容について、No.1～9の対象項目の該当する網掛け部分にチェック及び記入し、署名してください。

No	対象	確 認 事 項	職員使用
1	全 員	入園月は、現在と同じ会社で就労しますか？ ⇒ ☐ はい → 予定が変更となって転職する場合、入園月内には現在の雇用内容以上の就労を要します。 ⇒ ☐ いいえ → 転職先は決まっていますか？ ⇒ ☐ はい → 入園月内には現在の雇用内容以上の就労を要します。 ⇒ ☐ いいえ → 入園月内の就労の確認ができないため、「求職中」の扱いとなります(基準指数(67)の10点を適用します)。 ⇒ ☐ 不明 → 転職する場合、入園月内には就労を開始することができますか？ ⇒ ☐ はい → 転職が決まった場合は、遅くとも1か月以内に「前職の退職日を証明する書類」と「転職先の就労証明書」を提出する必要があります。提出された就労証明書等から確認できなかった場合は、原則、内定取消となります(入園後に判明した場合は、その月の末日で退園となります)。 ⇒ ☐ いいえ → 入園月内の就労の確認ができないため、「求職中」の扱いとなります(基準指数(67)の10点を適用します)。 ⇒ ☐ 不明 → 入園月内の就労の確認ができないため、「求職中」の扱いとなります(基準指数(67)の10点を適用します)。	

No	対象	確 認 事 項	職員使用
7	目 営 業 の 方	記載された直近3か月の就労実績内で、最も高い月の収入額(売上額でも可)を記入してください。 円 ※収入(売上)が不定期の方は、概ね1か月分の収入(売上)額を記入してください。	☐
8	全 員	就労証明書の「7就労実績」について、少なくとも1か月以上、就労証明書の「6就労時間」に記載された雇用契約上の就労日数・就労時間以上となっていますか？ ⇒ ☐ はい → 実績が少なくなっていた場合、「特に理由なし」として扱います。 ⇒ ☐ いいえ → <u>以下の実績が少なくなっている理由にチェック・記入してください(複数チェック可)。</u> ※下記に該当していたとしても、必ず考慮できるわけではありません。 ➡ ☐ 特に理由なし・その他() ➡ ☐ 休憩時間、有給休暇、残業時間が含まれていない。 → 正しい就労証明書をご提出ください。 ➡ ☐ 育児短時間(時短)勤務制度(会社独自の制度含む)を利用していた。 → 就労証明書の「12育児のための短時間勤務制度利用有無」欄に正しく記載されているか確認し、ご提出ください。 ➡ ☐ 保護者本人や子の体調不良(年 月分～ 年 月分)。 → 就労証明書の「10 産休・育休以外の休業の取得」欄に証明を受け、「7就労実績」欄に影響のなかった直近の実績が正しく記載されているか確認し、ご提出ください(自営業等の方はご自身で記載してください)。 ➡ ☐ 妊娠中の体調不良(年 月分～ 年 月分)。 → 就労証明書の「10 産休・育休以外の休業の取得」欄に証明を受け、「7就労実績」欄に影響のなかった直近の実績が正しく記載されているか確認し、ご提出ください(自営業等の方はご自身で記載してください)。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
9	女 性	現在、妊娠中ですか？ ⇒ ☐ はい(出産予定日 年 月 日) → 出産予定日が入園希望日より「前」か「後(入園希望日含む)」のどちらですか？ ➡ ☐ 前 → 入園時点で育児休業中(取得予定)の場合は保育園入園月の翌月1日までに、産後休業中の場合は育児休業を取得せずに産後休業明けで、今回提出する就労証明書に記載された雇用契約(就労日数・就労時間)以上の就労をすることができますか？ → ☐ はい → 就労要件での申込みとなります。 <u>入園後、証明書を求めた際に、記載された内容で就労できていなかった場合、原則、その月の末日で退園となります。</u> → ☐ いいえ → 出産要件での申込みとなり、出産月の2か月後までの在園となります。 ※認可保育園等からの転園申込みの場合は、基準指数(33)の35点までの指数を適用します。その場合、転園が決まっても、育児休業の継続が可能です。 ➡ ☐ 後 → 入園日時点で産前休業を取得せずに、今回提出する就労証明書に記載された雇用契約(就労日数・就労時間)以上の就労をすることができますか？ → ☐ はい → 就労要件での申込みとなります。 <u>入園後、証明書を求めた際に、記載された内容で就労できていなかった場合、原則、その月の末日で退園となります</u> (出産が入園日より前に早まった場合や入院により就労できなかった場合など、やむを得ない場合を除きます。その場合は、証明書の提出が必要となります)。 → ☐ いいえ → 入園日時点で産前休業中(取得予定)ですか？ → ☐ はい → 出産要件での申込みとなり、出産月の2か月後までの在園となります。 ※認可保育園等からの転園申込みの場合は、基準指数(33)の35点までの指数を適用します。その場合、転園が決まっても、産前・産後休業や育児休業の継続が可能です。 → ☐ いいえ → 確実に就労できる就労日数・就労時間を表面「No.2」で申告してください。 ※入園後、証明書を求めた際に、記載された内容で就労できていなかった場合、原則、その月の末日で退園となります。 ⇒ ☐ いいえ → 申込み後に妊娠がわかった場合は、すみやかに母子健康手帳(コピー)を提出してください。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
提出する就労証明書、及び上記の記載内容について、間違いありません。内容に変更がある場合は、再度提出します。 また、申告と相違があった場合は、入園内定を取消(入園後の場合は保育実施解除)されることを理解しています。 令和 年 月 日 保護者氏名(自署) _____			